

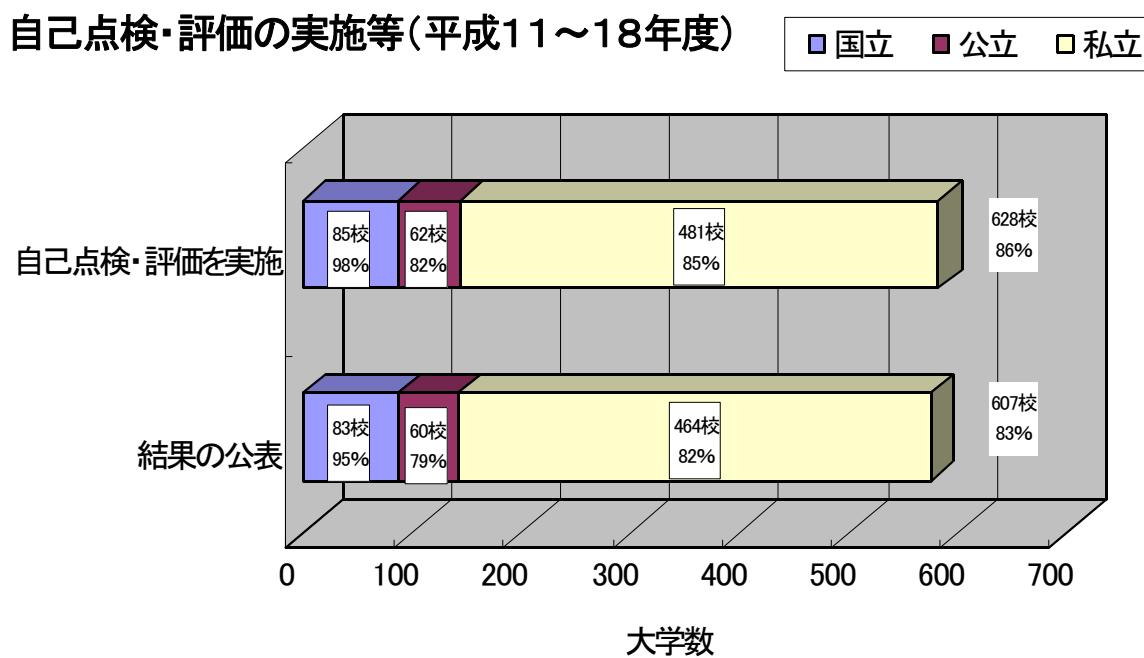
大学評価等について

- 1. 自己点検・評価(平成3年から努力義務化、平成11年から義務化)
 - ・ 全ての大学が、自らの教育研究等の状況について自己点検・評価を行う。
- 2. 認証評価(学校教育法に規定、平成16年4月～)
 - ・ 全ての大学が、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受ける。

1. 自己点検・評価

国公私の全ての大学が、自らの教育研究等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、優れている点や改善を要する点などについて自己評価を行う。

平成3年から大学設置基準において努力義務化、平成11年から義務化されており、平成16年度からは学校教育法において規定されている。



全大学数: 731大学

2. 認証評価

国公私の全ての大学、短期大学、高等専門学校(以下「大学等」という。)は、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることとする制度を導入(平成16年4月施行)

1. 目的

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

2. 制度の概要

① 大学等の総合的な状況の評価

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価(7年以内ごと)

※平成16年度以前に設置された大学等は、平成22年度までに認証評価を受けなければならない

② 専門職大学院の評価

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価(5年以内ごと)

※平成16年度以前に設置された専門職大学院は平成20年度までに認証評価を受けなければならない

※専門職大学院を設置する大学は、①、②それぞれの評価を受ける必要あり

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

3. 文部科学大臣による評価機関の認証

- ・ 認証評価機関が定める評価の基準、方法、体制等について、一定の基準(認証基準)を省令により規定
- ・ 認証評価機関になろうとする者の申請に基づき、文部科学大臣が認証基準に適合すると認める場合に、中央教育審議会に諮問した上で認証

4. 文部科学大臣から認証された評価機関

①大学等の機関別認証評価を行う機関

大学の認証評価機関	短期大学の認証評価機関	高等専門学校の認証評価機関
(財)大学基準協会	(財)短期大学基準協会	(独)大学評価・学位授与機構
(独)大学評価・学位授与機構	(独)大学評価・学位授与機構	
(財)日本高等教育評価機構	(財)大学基準協会	

②専門職大学院の分野別評価を行う機関

【法科大学院】(財) 日弁連法務研究財団

(独) 大学評価・学位授与機構

(財) 大学基準協会

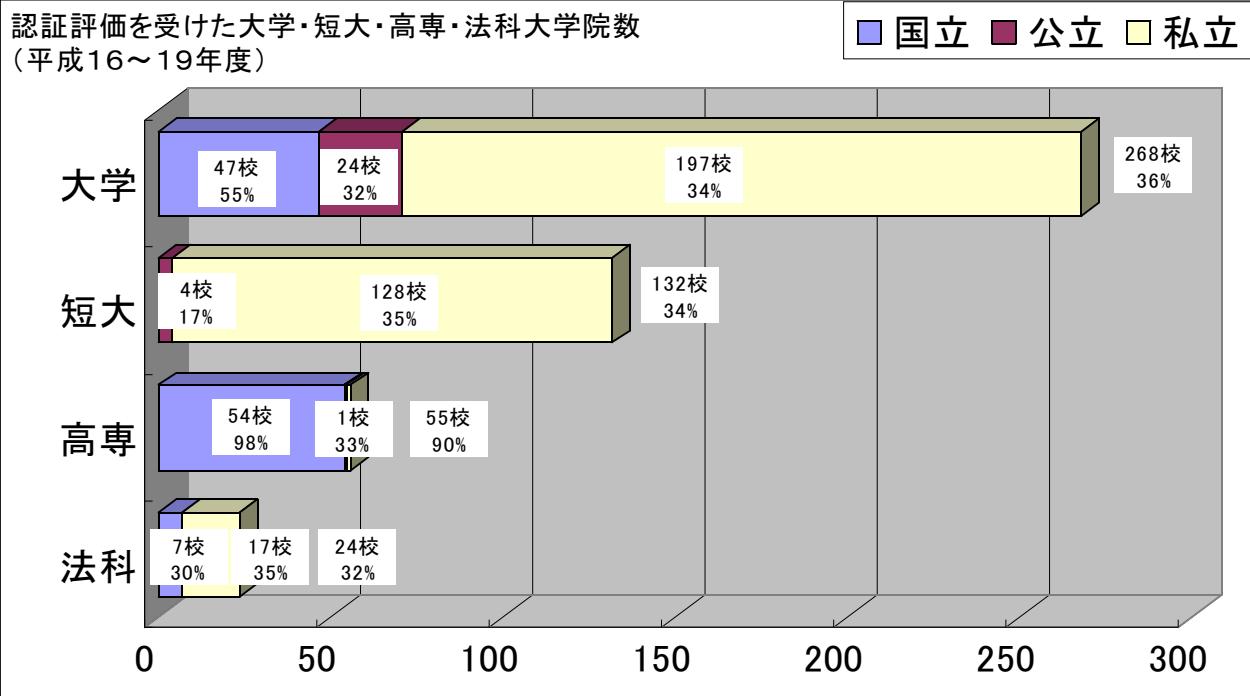
【経営】 (NPO) THE ALLIANCE ON BUSINESS EDUCATION AND SCHOLARSHIP FOR TOMORROW, a 21st century organization (ABEST21)

(財) 大学基準協会

【会計】 (NPO) 国際会計教育協会

【助産】 (NPO) 日本助産評価機構

5. 認証評価の実施状況



注)①専門職大学院(法科大学院を除く)は、平成19年度までに評価実績なし

②平成19年10月現在の大学数745、短大数391、高専数61、法科大学院74

③学生の募集を停止している大学・短大・高専を除く